

第7回 技能実習計画の認定

今回は、実習生を受け入れるために施設側が必ず策定する「実習計画」の策定と認定について説明しておきたい。

実習計画は、実習生の入国前に技能実習機構から一人分ずつ認定を受けなければならない。認定を受けなければ在留資格は認められず、実習生は入国できない。ここで理解すべきは、私たち監理団体は申請に向けた策定の指導・支援を行う立場であること。策定や申請の主体はあくまでも受入施設であり、「監理団体が作って申請してくれるんでしょ？」という誤解は解いておきたい。

実習計画の申請支援の

今からでも遅くない

賢い介護技能実習生の

活用術

ライフケア医療介護事業協同組合
専務理事 庄司孝正



ため、監理団体には実習計画指導者の配置が必須だ。介護職種では、原則実務経験5年以上の介護福祉士がその任にあたる。監理団体はその指導者の下、受入施設の体制や設備といった必要な実習環境があるかを専門的な視点で確認した上

策定・申請の主体は受入施設

で、計画策定を指導するのだ。

計画外実習は違法

2年以上在留するための実習計画の目標は、実習生が技能を修得できたかを判定する「介護技能実習評価試験」合格となる。その計画の内容は、①必須、②関連、③周辺、④それらに伴う安全衛生の4つの業務から構成される(表参照)。計画に記載されていない実習を行うと違法行為となるので、注意が必要だ。

また、実習計画には受入施設に関する書類も多数ある。例えば、実習生はどこで実習するのか、運営は健全なのかなど。機構が計画を認定する際には、受入側の審査も兼ねていることを理解して

◆技能実習計画の内容

必須業務	身体介護業務 ①身じたくの介護 ②移動の介護 ③食事の介護 ④入浴・清潔保持の介護 ⑤排泄の介護	安全衛生業務
関連業務	①掃除、洗濯、調理業務 ②機能訓練の補助やレクリエーション業務 ③記録・申し送り	
周辺業務	①お知らせなどの掲示物の管理 ②車いすや歩行器等福祉用具の点検・管理 ③物品の補充や管理	

において欲しい。ここまでの説明で見ても、きたように、正しく正確に指導するのが監理団体の役割であり、正しく正確に実習を行っていくのが実習実施者の役割と言える。しかし、監理団体の指導次第で認定されたいこともあり得る。実習生の受け入れを検討する施設は、監理団体が介護の知見を持っているか、適切な説明・指導ができるかを慎重に見極めたほうがいいだろう。

庄司孝正プロフィール
ライフケア医療介護事業協同組合 専務理事
1999年から大手企業グループで介護保険制度スタートに伴う新規事業立ち上げプロジェクトに参画。以降およそ20年にわたって介護業界に身を置き、施設運営や企業経営などに従事。2017年からライフケア医療介護事業協同組合の専務理事を務めている。現在は監理団体での外国人技能実習制度に関する業務に携わるほか、介護分野における同制度の普及・啓発に向けた活動を行う。

出典：厚生労働省「技能実習計画審査基準」を一部改変